

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会契約事務取扱規程第5条の規定により公告する。

入札参加者は、この公告のほか、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

2024年11月21日

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
事務総長 石毛 博行

記

1 発注の内容

業務名称	2025年日本国際博覧会 尼崎地区一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
業務所管所属	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 交通局交通部輸送調整課
業務種別	博覧会会場外施設等から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬業務
履行場所	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約日から2025年10月31日まで
入札保証金	免除
落札方式	一般競争入札
予定価格の公表	事前公表 入札書比較予定価格：1,620,484円（税抜）
最低制限価格の公表	最低制限価格制度の採用なし
支払い条件	月締払い（1回）
契約不適合責任期間	設定なし

2 入札手続き及び発注スケジュール

(1) 入札説明書等交付	交付	2024年11月21日(木)から
	交付方法	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会ウェブサイト(以下「協会ウェブサイト」という。)により行う。 (アドレス https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)
(2) 質問	受付期間	2024年11月21日(木)から2024年12月2日(月)午後4時まで
	質問方法	電子メール(アドレス keiyaku@expo2025.or.jp)により行うこと。 ※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可 ※電子メール表題に「【質問】2025年日本国際博覧会 尼崎地区一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)」と記載すること。 また質問は「質問票」(様式5)に記載して添付すること。 ※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。 ※質問内容には、入札参加者を特定できる内容を記載してはならない。 ※質問内容に入札参加者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。 ※質問回答は、協会ウェブサイトにより行う。 ※受付期間以外に登録された質問に対する回答は行わない。
	回答期日	2024年12月10日(火)
(3) 入札	入札書の提出	2024年12月16日(月)午後4時必着
	入札・提出方法	郵送 ※提出書類は郵送するものとし、持参又は電送は認めない。
	入札回数	1回
	提出先	「6 手続き先・問合せ先」を参照
	留意事項	ア. 郵送以外による入札(持参、電送)は認めない。 イ. 入札書は封筒に入れ、封筒に封印、封かんし提出すること。 ウ. 入札書に記入する金額は、単価内訳書(様式6-2)に基づいて算出すること。 エ. 特定記録等の配達状況を追跡できるもので郵送すること。 オ. 一度受理された封書の引換、変更または取り消しはできな

※指定日時までに到着するよう郵送すること。

		<p>い。</p> <p>カ. 入札書の受付期間中に、電子メールにて「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」（様式10-1）を提出すること。</p>
	入札の無効	<p>入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書又は入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。</p> <p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価内訳書（様式6-2）に基づかない入札 ・期限までに到達しなかった封書 ・封書が2通以上のとき。 ・入札書に記名押印がないとき。 <p>なお、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p>
	落札候補者の決定方法	<p>予定価格の範囲内の価格をもって入札書を提出した者の中から最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。落札となるべき価格と同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより、落札候補者及び次順位者を定める。</p>
(4) 開札	開札日時	2024年12月18日（水）午前11時
	開札場所	<p>大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</p> <p>※リモート（ZOOM）により開札を行う。なお、参加は任意とする。</p> <p>※詳細は、「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」を協会に送付した担当者にメールにて案内を行う。</p>
	留意事項	<p>落札となるべき同価の入札が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定することとし、くじは、協会職員が行うものとする。</p> <p>なお、くじ番号は協会が資格者に対し任意に付与するものとする。</p>
(5) 落札候補者の資格審査	事後審査 落札者決定	開札の結果、落札候補者になった者には、協会から電話又はメールにより通知する。
	事後審査資料提出期限	落札候補者になった通知を受けた日の翌々営業日の午後4時まで

	提出方法	郵送または持参により提出すること。
	留意事項	<p>ア. 資格審査は落札候補者にのみ開札後実施する。</p> <p>イ. 落札候補者には開札後「5 提出書類一覧（2）事後審査時に提出するもの」の審査資料を提出するよう、協会から電話又はメールにより通知する。</p> <p>ウ. 通知を確認しなかったことによる、落札候補者が被った損失について協会は一切の責めを負わない。</p> <p>エ. 資格審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出したほかの者のうち、次順位者に対し改めて資格審査を行う。</p>
(6) 落札決定	書類審査	<p>2024年12月下旬（予定）</p> <p>落札候補者の事後審査により、資格確認後、速やかに落札決定を行う。</p>
(7) 入札結果の公表	公表時期	2025年1月上旬（予定）
	公表方法	落札決定後、入札参加者名・入札状況及び入札結果については協会ウェブサイトにて公開する。

3 入札参加資格

一般的事項	<p>次に掲げる要件をすべて満たす企業であること。</p> <p>(1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>(4) 経済産業省又は大阪府もしくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。</p>
資格・体制等	<p>(5) 当該業務の履行に必要な、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業の尼崎市長の許可（履行場所が尼崎市内にあたるため尼崎市の許可が必要）を有するものであること。</p>

4 交付書類一覧

	交付	名称	交付方法
入札公告	○	1 入札公告	協会ウェブサイトより ダウンロード
	○	5 質問票	
	○	6-1 入札書 6-2 入札単価内訳書	
	○	7 委任状	
	○	8 使用印鑑届	
	○	9 辞退届	
様式関係	○	10-1 持続可能性の確保に向けた取組状況 について(チェックシート) 10-2 持続可能性の確保に向けた誓約書	
	○	11 暴力団排除条例に基づく誓約書	
	○	12 業務履行に係る誓約書	
契約関係	○	13-1 業務委託契約書	
	○	13-2 業務委託料内訳書	
	○	13-3 持続可能性の確保に関する特約条項	
仕様書	○	14-1 仕様書 14-2 別紙1(位置図)	

5 提出書類一覧

(1) 入札時により提出するもの

書類名称	備考
入札書	様式6-1
入札単価内訳書	様式6-2
使用印鑑届	様式8
印鑑証明書(原本)	発行日から3ヶ月以内のもの
委任状	様式7(該当者のみ提出すること)
持続可能性の確保に向けた取組状況 について(チェックシート)	様式10-1 ※入札までにエクセル形式で、電子メールにより提出すること。

(2) 事後審査時に提出するもの（落札候補者のみ提出）

書類名称	備考
持続可能性の確保に向けた誓約書	様式10-2
暴力団排除条例に基づく誓約書	様式11
業務履行に係る誓約書	様式12
登記関係書類等（写し）	登記(履歴または現在)事項全部証明書（1部） ・発行日から3カ月以内のもの。
本店管轄の都道府県税の納税証明書（写し）	全税目の「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。（金額等が記載された証明書ではありません。） ・発行日から3カ月以内のもの
本店管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）（写し）	「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式：その3（その3の2、その3の3でも可） ・発行日から3カ月以内のもの
財務諸表（写し）	貸借対照表・損益計算書 ※連結決算の場合は単体分が必要です。
許認可証等	一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し ・尼崎市長の許可

6 手続き先・問合せ先

内容	手続き先・問合せ先
入札契約関係	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局調達部契約課 e-mail : keiyaku@expo2025.or.jp （担当：白川） ※ご連絡はメールにてお願いします。

7 契約手続等

(1) 誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときは協会は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

(2) 契約書

落札者と協会との間で、契約(13_契約書)を締結する。

協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス

『CECTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。（詳細はこちらからもご確認いただけます。）

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に電子契約の手続きを完了しなければならない。但し、協会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に電子契約の手続きを完了しないときは、落札者としての権利を失い、協会は契約を締結しないことがある。

（なお、紙での契約書作成を希望する場合は、契約書に記名押印する方法とし、期間等については電子契約と同様の取扱いとする。）

(3) 契約保証金

ア 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額（予定総額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

一 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

四 契約金額の年額又は総額が150万円未満であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

七 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

八 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(3) 落札者が、契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者は契約せず、イに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 入札参加資格に掲げる要件を満たさなくなった者

イ 契約の相手方としてふさわしくない場合

(4) (3) ア又はイにより、契約を締結しなくても、協会は一切の責めを負わないものとする。

- (5) 著しく低い価格で落札され協会が必要と認める場合は、落札候補者へヒアリング等の調査を行うことがある。

8 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
- https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf
- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときには、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

9 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類又はその他の資料に虚偽の記載をした者には、入札参加停止を行うことがある。また、資格審査資料又はその他の資料に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。
- (4) 入札執行の保留等又はその他入札に関する重要事項等を連絡する必要があるため、協会ウェブサイトを定期的に確認すること。なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、協会は一切の責めを負わない。
- (5) 入札の参加にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）等を遵守すること。
- (6) 入札に係る手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。